岐阜大学 産官学連携推進部門主催 知的財産セミナーのご案内





服部 素明 先生(特許・著作権)

廣江 政典 先生(商標・意匠・不正競争防止)

産学官連携推進部門は、知的財産を身近に感じ、楽しみながら学べるように 「知的財産セミナー」を開催しています。

地域の方・自治体の方・学生・教員 あなたも参加してみませんか!

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の為、学外者の受講は、ZOOM を使用して 遠隔でのリアルタイム講義のみ受付しております。

◇ 開催日 奇数月第3金曜日

◇ 場 所 岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部 1 階ミーティングルーム

◇ 時 間 午後5時~6時 (受講料無料)

◇ 講 師 岐阜大学 非常勤講師 弁理士 服部 素明 先生 (特許・著作権)

岐阜大学 非常勤講師 弁理士 廣江 政典 先生 (商標·意匠 他)

◇ 問合先 配布資料を準備しますので、参加のご希望がありましたら

開催日の2日前までにお知らせください。

◇ 連絡先 岐阜大学 産学官連携推進部門

TEL 058-293-3359 FAX 058-293-2022 E-mail: chizai@gifu-u.ac.jp

【次回の知的財産セミナー】 担当 : 弁理士 廣江 政典

日時: 2022 年 9 月 16 日金曜日 午後 5 時~6 時

内容:メーカーが付したブランドを抹消して、販売業者が独自のブランドを付すことが、不法行為又は 商標権侵害を構成するか否かが争われた事例

大阪地裁及び大阪高裁は、これらの行為について不法行為及び商標権侵害の成立を否定した。そして、

- 1. メーカーが当初のブランド名で販売すべき旨の条件を付した場合、あるいは、
- 2. 商品の性質上当然そのようにすべき特段の事情や
- 3. 公的規則のない限り

販売業者がブランド名を変更するのは自由であると判示した。

本セミナーではこの事件について判決文にそって初心者向けにわかりやすく解説します。